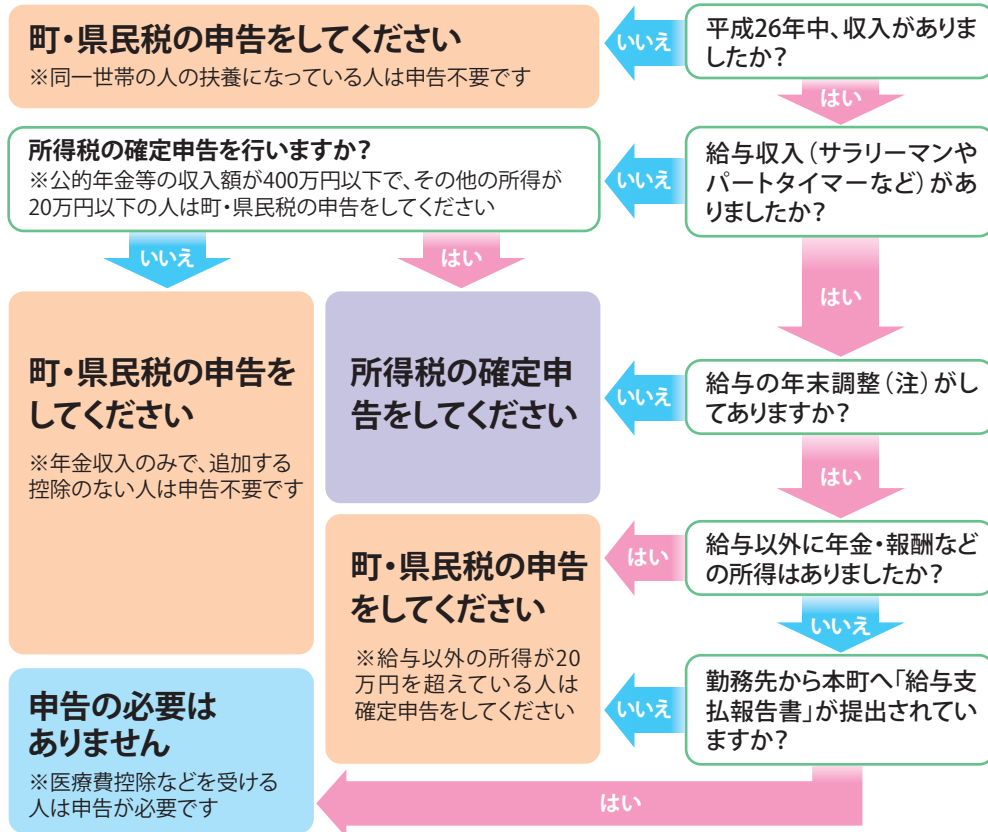


税の申告はお早めに

申告は
3月16日(月)
まで

フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は財務課税務室(54-3111)にお問合わせください。また、ことし1月1日現在、本町に居住していなかった人は従前の市町村に問合わせてください。



(注) 給与を2カ所以上から受けていた場合に、それらの給与を合算して年末調整をしていない人は、確定申告が必要になることがあります。

▼申告が必要な人

町県民税申告書、所得税および復興特別所得税申告書が送付された人。申告書が送付されなくても、次に該当する場合は申告が必要です。

- ① 前年中に農業・不動産・譲渡などの所得があった人
 - ② 給与所得者で、給与を2カ所以上から受けた人、給与のほかにも所得(農業・不動産・譲渡など)がある人
 - ③ 給与所得者で年末調整が済んでいない人(平成26年中に会社を退職した人など)、または年末調整に誤りがあった人
 - ④ 前年中に所得がなく、他の親族の扶養になっていない国民健康保険加入者
 - ⑤ 前年中に所得がない人でも所得証明や非課税証明などが必要になる人(園児の保護者、児童扶養手当、福祉医療などで証明が必要になる人)
- ※申告しないと証明書が発行できないので申告が必要です。
- ⑥ その他、前記以外に申告が必要な人(医療費控除、住宅借入金等特別控除などに該当する人)

▼申告に必要なもの

□ 申告書(送付された人は送付された申告書)

□ 印鑑

【収入関係】

□ 源泉徴収票(報酬・年金など)

□ 賃金支払報告書(日雇者など)

□ 収入支出内訳書(農業・営業・不動産等の収入がある人)

□ 肉用牛売却証明書

□ その他収入明細書(証明書)

【控除関係】

□ 社会保険料額がわかるもの

□ 国民年金保険料控除証明書

□ 生命保険料控除証明書

□ 地震保険料控除証明書(平成18年末までに契約した長期損害保険料控除証明書)

□ その他の証明(障害者手帳、勤労学生は学生証や在学証明書、その他必要な証明など)

その他

① 新規に振替納税を利用する場合は、納税者本人名義の預金通帳の金融機関名・口座番号・届出印が必要です。

② 還付金の受取りは、口座振替となります。申告者本人名義の預金通帳の金融機関名・口座番号が必要です。

▼問合せ先

財務課 税務室
☎ 54・3111 (内134)



町の申告相談

◆会場

吉岡町コミュニティセンター

2階・視聴覚室(役場南側建物)

※身体の障害などの理由により2階に登るのが困難な人は、役場1階の財務課税務室窓口においでください。

◆受付時間

【午前の部】8時45分～11時30分

【午後の部】1時～4時

注意点

- 土地、建物、株式等の譲渡所得の申告・住宅借入金等特別控除新規申告・東京電力等の賠償金に係る申告をする人は吉岡町では受け付けません。

高崎税務署主催のビエント高崎(高崎市問屋町2-7)での申告(4ページ参照)となりますのでお間違えの無いようお願いします。

- 申告書を提出するだけの人は役場1階財務課税務室窓口(2番窓口)で受け付けます。
- 待ち時間短縮のため農業・営業・不動産などの収支内訳書等の事前作成や医療費控除の領収書合計金額算出にご協力をお願いします。
- 役場駐車場で、口座番号・暗証番号などを聞き取ることはありません。

〈申告日程表〉

2月	地区	3月	地区
16日(月)	小倉	2日(月)	大久保寺上(三津屋1区・2区)
17日(火)	上野原	3日(火)	大久保寺上(三津屋3区・4区・町営住宅)
18日(水)	上野田	4日(水)	溝祭(溝祭南部1区・2区・3区)
19日(木)	下野田(北部全部)	5日(木)	溝祭(溝祭中部・北部1区・2区)
20日(金)	下野田(原・宮下・中部)	6日(金)	駒寄(駒寄東・駒寄西・駒寄台東・駒寄台西)
23日(月)	北下	9日(月)	駒寄(瀬来東・瀬来西)
24日(火)	南下	10日(火)	漆原西
25日(水)	陣場	11日(水)	漆原東
26日(木)	大久保寺下	12日(木)	↑ 町内全域 ↓ ※駐車場・会場の混雑が予想されますので、なるべく世帯毎に地区指定日にお出かけください。
27日(金)	大久保寺上(中町・上町・田端)	13日(金)	
		16日(月)	

高齢者(65歳以上)の障害者控除対象者の認定

身体障害者手帳や療育手帳などを持っていない人でも、同等の障害があると認定された場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象者となります。

認定された人には障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を交付します。申告の際には必ず持参してください。

▼対象 平成26年12月31日現在(平成26年中に死亡した人は死亡時)、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、町の障害者控除認定基準に該当する人

※介護保険の認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。

▼交付申請 健康福祉課福祉室にある用紙で申請してください。

※障害者手帳・療育手帳などを持っている人は、手帳で控除を受けられます。認定書を提示する必要はありません。

医療費控除「おむつ使用の証明」の発行について

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用は、所得税の確定申告で医療費控除を受けられます。

初めておむつに係る費用の医療費控除を受ける年は、医師が証明する「おむつ使用証明書」が必要となります。

控除を受けるのが2回目以降の人は、町が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも認められます。

▼対象 要介護認定(要支援1・2を含む)を受けている人で、主治医から尿失禁の可能性が高いと証明されている人

▼申請方法 健康福祉課福祉室窓口で申請。申請書が用意してあります。

※申告には、証明書や確認書のほかに、おむつの領収書(名前・日付・金額が記載されているもの)が必要です。

▼問合せ先

健康福祉課

福祉室

☎ 26・2247



確定申告書は自宅などで作成できます

国税庁ホームページの **確定申告**

検索

Click!

確定申告の会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。
ご自宅のパソコンから、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、
夜間休日などご自身の都合のよい時間に確定申告書を作成できます。

●作成した確定申告書の提出は…

①プリンタで印刷し税務署へ郵送などで提出

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存しコンビニなどで印刷することができます。

②e-Tax(国税電子申告・納税システム)で税務署へ送信

※e-Taxの利用には、電子証明書の取得(手数料要)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

確定申告書等作成コーナーのパソコン操作などに関する問合せ先

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

1月13日(火)～3月16日(月)

月～金曜日(2月11日を除く)
2月22日、3月1・8・15日の日曜日

午前9時～午後8時

高崎税務署が設置する 確定申告会場のご案内

所得税

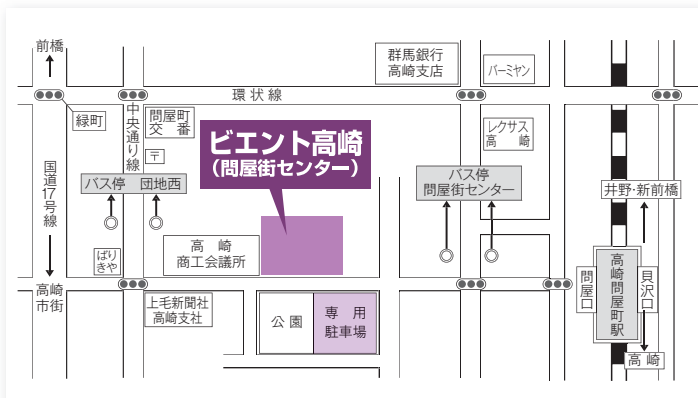
個人消費税

贈与税

会場 **ビエント高崎 (エクセルホール)**

高崎市問屋町2-7

※駐車場が狭いので、車でのご来場はなるべくご遠慮ください。



申告期間

2月12日(木)～3月16日(月)

※土・日曜日は除く。

2月22日・3月1日に限り日曜日も開催

受付時間 午前9:00～午後4:00

対象者

- 小規模事業者
- 給与・年金所得者
- 土地・建物・株式の譲渡所得のある人
- 新規に住宅借入金等控除等を申請する人
- 還付申告をする人

※署外申告会場設置期間中は、高崎税務署庁舎では申告相談を行っていません。

※会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

【所得税の確定申告をする全ての人へ】

確定申告書への復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

平成25年から49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。